

福知山市入札監視委員会（平成29年度第2回）議事概要

開催日時及び場所	平成29年11月29日（水） 午後2時～4時15分 ハピネスふくちやま3階 会議室1	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋行雄（弁護士） 委員 菊田学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 吉田周邦（大学教員・公認会計士）	
議 事 概 要	1 議事 （1）平成29年度（4月～9月）の入札・契約の実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員の選出 ・吉田委員を選出（五十音順で2名の持ち回り） （4）次回開催日程の調整 ・平成30年7月予定（詳細日程は後日調整）	
審 議 対 象 期 間	平成29年4月1日 ～ 平成29年9月30日	
条件付一般競争入札	0件	対象件数 5件
公募型指名競争入札	1件	
指名競争入札	2件	
随 意 契 約	2件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	○地域性を正当化していた理由が、現在の入札にはうまく当てはまらなくなっていると思われる。 ○随意契約が安易に適用されているように思われるので、本当に随意契約が適正かどうかチェックする体制を作る必要がある。 ○金額の大きい変更があるため、慎重に設計をして、適正な価格で契約を結んでいただきたい。	

「1 議事 (1) 平成29年度(4月～9月)の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回答等
<p>○前年同期の契約金額の総額は いくらか。</p> <p>○件数・金額ともに大きく落ち 込んでおりこれらが個別の案 件にどのように影響してくる か関心がある。</p>	<p>前年同期は 25 億円であった。</p>

「2 議事 (2) 抽出工事に関する審議について」 関係

1 教総第 25 号 大正小学校教室棟床改修ほか工事

・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○11 者指名しているが 7 者辞退 をしている。この入札の競争 性は確保されているのか疑問 であるので説明をいただきた い。</p>	<p>7 者辞退のうち 4 者が、見積りが予定価格を越えたため辞退されている。予算が超過する理由として、本件は学校での工事であり、工期設定から夏休みに集中して施工する状況である。その中で協力業者や手持ち工事の状況から、結果的に見積りが超過し、辞退されていることから、競争性は確保されていると考えている。</p> <p>また、残りの 3 者は、技術者の配置ができないため辞退されている。</p>
<p>○指名業者数は規則で決まっ ているのか。 また手持ちの工事や技術者の 人数はある程度把握できると 思う。もう少し広い範囲で指 名する等の工夫は可能なの か。</p>	<p>指名業者数は福知山市財務規則の中で 5 者以上の基準がある。その中でさらに競争性を高める観点から「契約関係事務適正化について」という例規通達で、500 万円以上の案件はなるべく 10 者以上としている。</p> <p>技術者数は把握しているので一定対応は可能であるが、それぞれの業者の、福知山市発注工事以外の他市または民間の工事等は十分に把握できないところがある。</p>
<p>○このような工事で地域性を考 慮する趣旨は何か。</p>	<p>福知山市のそれぞれの地域のインフラについては、その地域の業者に築造していただいていたという経過があ</p>

<p>○市内の業者であれば地域を限らず対応可能な案件であり、地域性という狭い範囲で指名する合理性はないのではないかと。</p> <p>結果としてわずか4者で入札することとなっており、競争性が働いているかは疑問がある。10者に限らず20者ぐらいから指名するように枠を広げてもいいのではないかと。昔ながらの地域性を正当化する理由とのズレが出てきているのではないかと思うので再度考えていただきたい。</p> <p>○一年間を通して、各業者の辞退率は把握しているのか。</p> <p>○本工事は床とトイレの2つの内容があるが、1つの工事として発注するメリットは何なのか。管工事と建築の2つに分けることも可能であると考えられるが。</p>	<p>る。また公共施設の突発的な修繕等に関しても地域の業者に対応いただいていることがあり、そういったところから地域性を運用している。</p> <p>各業者の辞退率については、統計を取ることは可能である。今後そういった観点からも考えていきたい。</p> <p>まずトイレの改修は年次計画を持って行っている工事であり、今回が施工のタイミングであった。それに加え床改修工事もあり、学校施設ということで工期的な制約もあったため1つの工事として発注した。</p>
--	--

2 建築第52号 市営住宅南佳屋野団地C, D, E, F棟住宅用火災警報器取替工事  
 ……指名競争入札

意見・質問	回答等
○入札価格が最低制限価格未満の業者と予定価格付近の業者と二つのグループにわかれる	本市は最低制限価格のモデル式を公表しているため、それに基づき落札意欲をもって応札された結果、最低制限価格を下回ったと考えられる。

<p>がなぜこのようなことになるのか。</p>	<p>予定価格付近で応札された業者については、今回の工事はそれぞれ入居者と調整する必要があり、そういった手間を考慮して見積もられた結果、予定価格に近い応札をされたと推測される。</p>
<p>○ほとんどの業者が最低制限価格に近い応札をされているのに、金額の高い業者が落札するという状況はなにか改善する工夫は無いのか。</p>	<p>まず入札のルール上、予定価格から最低制限価格までの間はあくまでも有効な価格であるということをご理解いただきたい。</p> <p>その上である程度の改善を図っていかねばいけないが、現在福知山市は予定価格 250 万円以上の案件は事前公表であり、モデル式に当てはめるとある程度最低制限価格が類推できることから、現在福知山市が試行している予定価格事後公表も解決方法の 1 つと考えている。</p>
<p>○予定価格と同額では取れないと考えるのが普通であるのに、同額で応札された業者がいる。あえて入れているのではないかとも考えられる。結果的に落札された業者は競争が無く、話が通じ合っていたのではないかとも想像できる。</p>	<p>すべての業者に応札価格に応じた内訳書を提出していただいている。その内訳書については、談合の疑いはないかなど点検を行っており、そういった点からも不正がないかどうかは確認をしている。予定価格の同額であるということも、落札意欲があったかどうかは別として、積算の結果そのような額になったと理解せざるを得ないと考えている。</p>
<p>○この結果は入札の制度上仕方が無いといって市民が納得するのか。本件は入札のやり方自体に問題があり、なんとか工夫をする必要があるという宿題を与えられていると思うので、市民が納得していただけるような入札になっていくようにしていきたい。</p>	

○この案件も小学校区を地域性のベースにして業者を選定されているが、それは工事場所がその校区内にあるからということによかったか。	はい。 また本件は、地域性に加え回数調整ということからも指名をしている。一年間発注していく中で、発注件数も業者の事務所も市内に均一にあるわけではないので受注機会の調整を行っている。
○地域性と回数調整をもって選定するというのもルール上そうになっているのか。	本市の指名基準になっている。
○多く指名されている業者は回数調整で選定されないということか。	はい。

3 下水工第3号 小谷ヶ丘貯留施設築造工事  
・・・公募型指名競争入札

意見・質問	回答等
○事後公表案件ということで、なにか課題や良かった点等があれば教えていただきたい。	平成27年度の事後公表の試行を始めた際には、予定価格より高い額や、最低制限価格未満での応札が多かったが、今回はすべての業者が有効な範囲内での応札であったという点は良かったと考えている。
○どの業者も予定価格より4千万円ほど安い価格で応札されているが市が設定した予定価格との差はなんなのか、本当にその積算でよかったのかという検討などはされているのか。	予定価格の設定は、国府等で示されている積算の基準等を活用し、実勢価格で設定するというので、今回もそれに則った設定である。
○本件は現在工事中ですが、今後変更はできるのか。	現場でコンクリートを打つような工事の場合は、現地に合わせていろんなことが起こる可能性があるが今回の工事は、工場製作品のブロックを持ってきて組み立てていく工事なのでそういったことは少なく、大きな変更は無いと考えている。

<p>○JVということで、業者の出資比率等は把握しているのか。</p>	<p>それぞれのJVから出資比率を明記した協定書の提出を求めている。</p>
<p>○落札業者の出資比率はどのようなになっているのか。</p>	<p>出資比率は7対3であった。</p>
<p>○入札金額をみると非常に狭い範囲内に金額が集中しているが、これは工事の特徴によるものなのか。予定価格事後公表なので予定価格を聞き出そうとするような働きかけが心配されるが。</p>	<p>この工事は数量規模こそ大きいですが、積算自体はそれほど複雑なものではない。 また事後公表ということで、設計に関する質問が多くあり、細かい質問も来る。一者から来た質問の回答は全者に返しているため、どの業者にも資料が集まりより細かい設計書が作れるということから、金額がある程度狭まってくるかと思われる。</p>
<p>○この工事は既製品を掘削したところに埋めていくような工事なのか。</p>	<p>はい。 両端にはコンクリートを打つが、間にはすべてプレキャストのブロックを組んでいくような工事である。 おそらく製品は種類が少ないと思うので、各業者が取られる材料の見積りにも大差は無いのではないかと考えられる。</p>
<p>○質問が多かったということだが、発注者側は回答などの事務的な手間は相当あるのか。</p>	<p>事務的な手間は増える。 しかし今年度から積算参考資料を閲覧し、使用した歩掛や、特別単価調査や見積りで出した金額の上二桁をあらかじめ公表しているため、関係する質問は減ると思われる。</p>
<p>○ある程度価格の読みやすい工事であったということで、事後公表を検討する案件としてもっと幅の出るような工事やっていないかと、どのよう</p>	<p>事後公表を行う目的としては2つあり、1つは業者の積算能力を高める、もう1つは職員のコンプライアンスをしっかりと保っていくということである。予定価格を公表していないということは、守り抜くべき秘密がたくさんあるわけで、そこを本当に維持できるかどうかという</p>

<p>にやっていくべきかという課題も精査できないのではないのか。</p>	<p>ことが試されてくると考えている。 福知山市としては現在試行ということでその2点を取り組んでいる。</p>
--------------------------------------	---

4 下水工第4号 長田野幹線パイプカルバート布設替工事  
・・・随意契約

意見・質問	回答等
<p>○舗装復旧面積が広がったので800万円弱の増額となったということでよいか。</p> <p>○設計の段階で想定できなかったのか。 平成28年度分の本工事を施工した業者と随意契約をしているということで、もしかしたら変更が惰性的に行われたのではないか。</p> <p>○前回の委員会でも、変更の額が大きいことが議題にあがり、予定価格の精査を慎重にする必要があるという課題が出た。にもかかわらず同じようなことが起こっており改善がなされていないと思われたので、意見としてもう少し慎重に設計をして、適正な価格で契約を結ぶべきだと考える。</p>	<p>舗装復旧面積の変更もあったが、交通誘導員の増員が多くあり、変更額の6割を超えている。 交差点の四差路内での作業があり、当初は信号機を設置して交通規制を行っていたが、交通渋滞が発生したため、交通誘導員による規制を行うこととなり、交通誘導員を増員した。</p> <p>平成28年度分の工事の時は、信号機で規制をかけており、同様に信号機での規制ということで設計した。 工事当初は実際に信号機での規制を行っており、最初から変更ありきでは行っていない。</p>

<p>○下水道第 34 号 長田野幹線 パイプカルバート布設替工事 (第 2 工区) という工事があるがこの工事とは何か関係があるのか。</p>	<p>同じような工事ではあるが、工事場所は別であり、施工業者も違い、特に関係はない。</p>
<p>○本件を入札ではなく随意契約で行うという最終的な決定権は誰にあるのか。</p>	<p>本件については上下水道事業管理者職務代理者上下水道部長である。</p>
<p>○本件が随意契約となった実質的な根拠はなにか。工事が安全に施工できるなどの理由が書いてあるが、これは他の業者であっても同様であり、特別随意契約にしなくてはいけない理由にはならないと考えられるが。</p>	<p>高畑橋の架け替え工事が現在施工されており、この工事により橋の大型車両の通行が可能となる。この橋の架け替え工事の完成時期が 6 月 30 日であり、本件もそれまでに工事を完成させ、長田野工業団地への大型車両の通行を可能にしたいということがある。 本件を 4 月の当初から指名競争入札の手続きを踏んでい ると、工事が間に合わない判断した。</p>
<p>○どうしても本件をこの業者にしなければならぬという理由が薄弱だと思う。 上下水道部だけで決めてしまっていて、その工事が本当に随意契約をするに適したものなのかをチェックするシステムが十分でないと思うので、ある程度金額の大きい案件については他の部局のチェックも入るようなシステムを作らないといけないと考える。</p>	<p>随意契約ガイドラインは建設工事にかかわらず、すべての調達において適用しているものであり、公契約大綱も施行した中であるので、改めて職員への再認識について、何らかの動きはしたい。</p>

5 水道工第2号 弘法川河川改修事業に伴う配水管移設（仮配管）工事

…随意契約

意見・質問	回答等
○随意契約でかつ採用率が高い。随意契約は適正だったのか。	一部の施工箇所では、先に本工事の仮配管をした後に、京都府の河川改修工事による矢板の施工を行っている。矢板は圧入する中で地盤振動するため、管に多大な影響を及ぼすことが考えられる。もし破断等が起これば、大きなエリアで断水となる。安全に工事を施工するには同一業者でないと無理だと判断したため随意契約とした。
○ガス管やNTTの管はどの業者が移設をしたのか。	NTTの管はNTTが、ガス管は福知山都市ガスが移設を行った。
○なぜ水道管だけ京都府と同一業者で行ったのか。	まずガス管はガスの専門業者、NTTの管はNTTでないと扱えないという点がある。 水道管に関しては、京都府の河川改修工事を行っている業者が、水道施設の監理もできる業者であったことが大きな要因である。京都府が中心となって管の布設順位を決定した結果、水道管は最後に移設することになり、移設範囲も限られたため、より安全にということ同一業者とした。
○この案件も随意契約が安易に適用されているように思われる。京都府の工事で同じ場所で既に工事をしているのであれば、現場監理等の観点から安く良いものができるというのはわかるが、本件の採用率は低くない。なぜこの業者に発注しなければならないのか分かりづらい。	おそらくNTTは今回の現場からかなり離れた箇所に移設をされており、それだけ工事費が高くなってくる。今回の方法が一番安価で有利な方法であると判断した。
○福知山市の財務規則には随意契約をする場合でも2者以上	矢板を打ったりする中での、仮設の配管をすることの安全性等の観点から、競争に適さないと判断し、一者から

<p>から見積りを取らなければならぬとなっていたが、本件については他の業者から見積もりを取ったのか。</p>	<p>のみ見積りを取っている。</p>
<p>○安全に配管をするといったことは、工事として当然の作業ではないのか。</p>	<p>市道の用地が広ければ問題はないが、今回は配管と矢板の圧入箇所が 30 cmほどしか離れておらず、非常に狭い用地での施工であった。</p>
<p>○価格交渉はされましたか。</p>	<p>こちらで作成した設計書にあわせた金抜き設計書を渡しており、その設計書に基づき見積りをされた金額が、予定価格の範囲内であったためその金額を採用した。</p>
<p>○一者からしか見積りを取らない場合は、価格面で市側が厳しい交渉をするかしないかで、大きな違いが出てくる。そこを怠っては、随意契約がマイナスの作用しか生まないということになるのでそのあたりは厳しくしていただきたい。</p>	<p>随意契約のガイドラインにも相手方との交渉の重要性について謳ってある。随意契約の妥当性の件も含め職員への周知をしたいと考えている。</p>